

本庁と総合支所における役割分担について

1 支所等の設置について

支所及び出張所については、地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づき設置することができるとなっています。

これらの支所及び出張所の機能等において、支所は長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌させるため設ける総合的な出先機関として設置されるものですが、出張所については、市役所まで出向かなくてすむ程度の簡単な事務を処理するための、いわゆる市役所の窓口の延長という取扱いが適当とされています。

また、市町村合併により、本庁とならなかった旧市町村の役場等を「総合支所」として残す例が多く見られますが、この総合支所については、一般的に、総務、財政、企画などの管理部門や、教育委員会や議会の事務局などを除き、多くの行政機能を配した事務所をさします。しかし、これは地方自治法に根拠があるわけではなく、法律上はあくまでも「支所」としての取扱いとなります。

なお、本市におきましても、総合支所方式を採用しています。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

2 本市の総合支所等の現状

（1）総合支所等の設置状況

現在の本市の組織において、総合支所は合併前の旧美東町、旧秋芳町の役場を総合支所としています。

その職員数や所管区域の状況は以下のとおりです。

各総合支所の職員数並びに所管区域の面積、人口及び世帯数の状況

総合支所名	職員数 (人)	面積 (k m ²)	世帯数 (世帯)	人口						
				総数 (人)	男 (人)	女 (人)	15歳未満 (人)	割合 (%)	65歳以上 (人)	割合 (%)
美東総合支所	18 (6)	129.49	2,053	4,676	2,237	2,439	405	8.7%	2,070	44.3%
秋芳総合支所	19 (7)	114.97	2,089	4,467	2,083	2,384	294	6.6%	2,170	48.6%
合計	37	244.46	4,142	9,143	4,320	4,823	699	7.6%	4,240	46.4%

※ 職員数は、平成31年4月1日現在で出張所等出先機関含まない。

また、臨時職員数を含んだものとする。()内は、臨時職員数。

※ 人口及び世帯数は令和2年2月29日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく。

また、出張所は9箇所設置されていますが、これは合併前の各市町の出張所を存続させている状況です。(別紙1参照)

なお、本庁所管の3出張所は総務課に組織上位置付けられていますが、各総合支所が所管する6出張所は当該総合支所の総合窓口課に位置付けられています。

(2) 主な窓口業務の取扱状況

平成31年3月以降の各窓口における戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に係る証明書の交付や届出等の受付状況は、別紙2「証明交付、届出等取扱件数(戸籍、住基、印鑑)集計表」、別紙3「証明書交付、届出等取扱件数(税務関係)集計表」のとおりです。

(3) 本庁と総合支所における組織機構及び分掌事務の状況

現在、美東・秋芳総合支所にあっては、各1課1分室が設置されています。他にも、美東総合支所には、健康増進課所属の保健師が3名、秋芳総合支所には上下水道事業局分室の職員3名が配置されています。

また、事務分掌については、企画政策課や財政課といった市全域の管理的業務を除き、概ね多課に亘った窓口業務のみとなりますので、基本的に本庁の各部長等の専決事項としています。

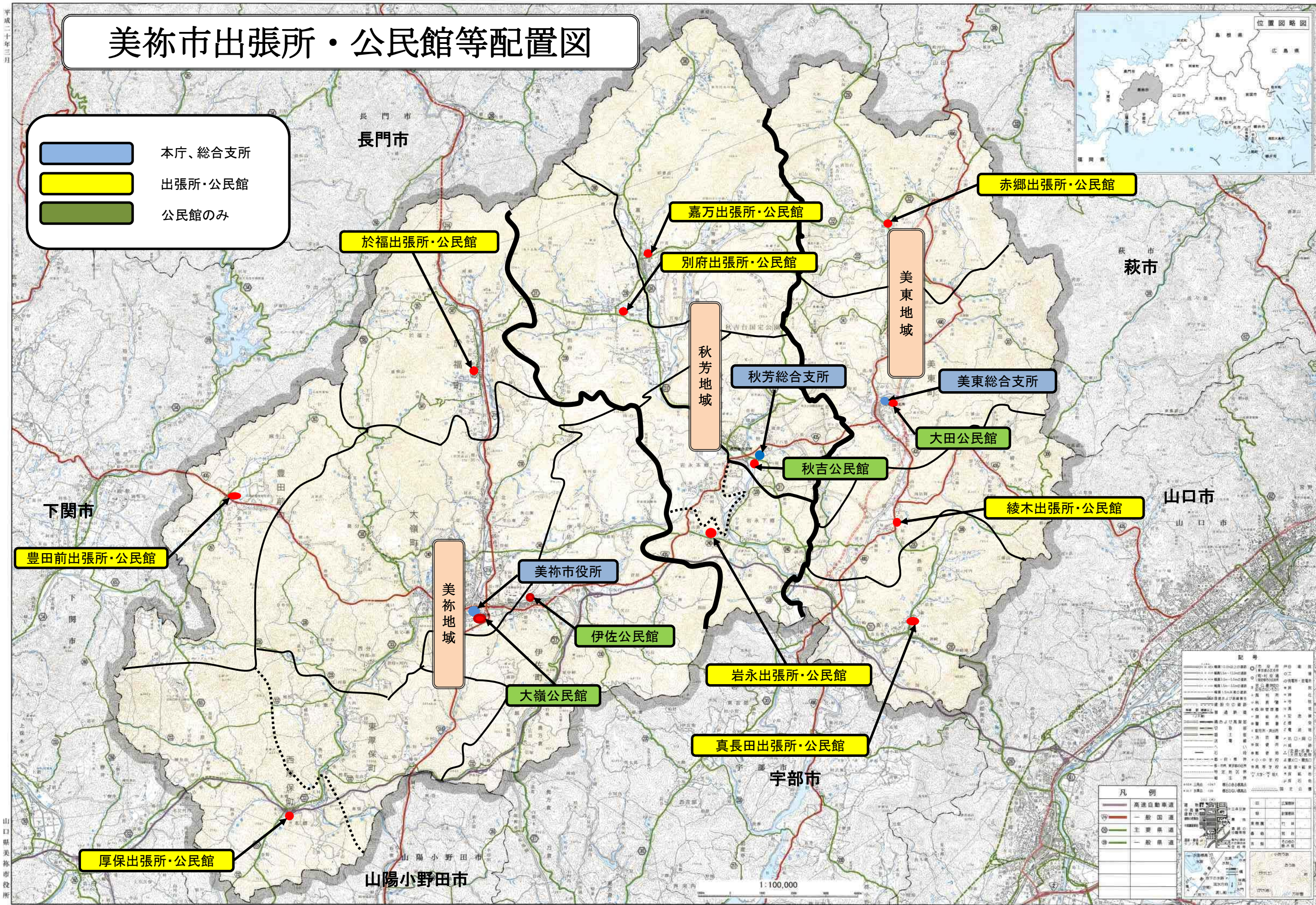
総合支所等の予算要求については、本庁の各事業部門が財政部局と協議する方式を採っており、総合支所が直接財政部局と協議を行うのは、概ね総合支所管轄の施設整備・維持管理経費のみとなります。

なお、施設整備・維持管理経費等の支払い関係事務は、各総合支所で行っています。

(4) 出張所

出張所においては、住民基本台帳や戸籍に係る届出の受付及び証明書の発行や税の証明の発行のほか国民健康保険被保険者証等の保険・福祉などの受付（交付なし）といった、窓口業務を中心とした事務を取り扱うこととしています。

美祢市出張所・公民館等配置図



【総合支所・出張所】証明書交付、届出等取扱件数（戸籍、住基、印鑑）集計表

（単位：件）

窓口区分		H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	合計
美東地域	総合支所	315	321	289	286	268	224	288	247	267	250	283	391	3,429
	赤郷	60	40	47	38	29	37	34	27	33	40	52	44	481
	綾木	64	60	65	67	40	43	55	26	27	47	42	60	596
	真長田	126	104	84	75	108	87	87	71	76	78	121	101	1,118
	計	565	525	485	466	445	391	464	371	403	415	498	596	5,624
秋芳地域	総合支所	410	299	321	339	287	279	252	295	260	239	241	257	3,479
	嘉万	104	48	67	80	69	102	79	76	33	41	64	92	855
	別府	47	27	11	32	32	29	35	25	26	10	36	31	341
	岩永	14	18	12	15	15	17	5	13	7	13	10	10	149
	計	575	392	411	466	403	427	371	409	326	303	351	390	4,824

【総合支所・出張所】証明書交付、届出等取扱件数（税務関係）集計表

（単位：件）

窓口区分		H31. 3	H31. 4	R1. 5	R1. 6	R1. 7	R1. 8	R1. 9	R1. 10	R1. 11	R1. 12	R2. 1	R2. 2	合計
美東地域	総合支所	63	44	51	112	91	86	77	69	40	44	31	56	764
	赤郷	0	2	2	4	0	14	3	4	8	20	1	1	59
	綾木	3	4	1	17	7	11	5	9	3	15	6	2	83
	真長田	17	6	3	18	27	18	14	23	5	1	5	6	143
	計	83	56	57	151	125	129	99	105	56	80	43	65	1,049
秋芳地域	総合支所	122	113	87	160	117	104	112	104	64	66	75	71	1,195
	嘉万	5	14	10	12	20	3	6	7	4	3	4	5	93
	別府	2	5	1	5	8	5	11	5	6	2	2	13	65
	岩永	3	4	1	9	3	1	1	0	2	3	1	3	31
	計	132	136	99	186	148	113	130	116	76	74	82	92	1,384